

山武市地域防災計画【概要版】

令和5年3月作成

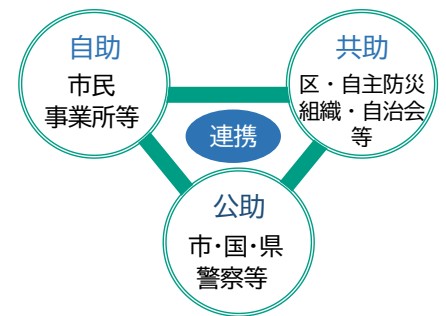
1 地域防災計画とは

◆地域防災計画の目的

山武市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる山武市をつくることを目的として策定しており、市、国、県、消防、警察、ライフライン事業者、市民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

◆自助・共助・公助の重要性

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関が、全ての災害対策を行うことは困難です。市民、区・自治会・自主防災組織・事業者等が中心となり、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ように行動することが重要です。本計画は、「自助・共助・公助」の連携を基本として推進します。



◆地域防災計画の構成

本計画は次の4つの編で構成し、地震・津波、風水害、大規模事故等の災害別に、平時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画、復旧・復興計画を定めています。

総 則 編	計画の目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等
地震・津波災害編	地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策、南海トラフ地震対策
風 水 害 等 編	大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、暴風や竜巻による風害等への対策
大 規 模 事 故 編	大規模火災、林野火災、危険物の漏洩、航空機の墜落、鉄道の脱線、道路での多重衝突、海難、油等の海上流出、放射性物質等の事故、大規模停電等への対策

2 災害危険性

◆地震・津波

大正関東地震（関東大震災、マグニチュード7.9）が再来した場合、市内の震度は5強～6弱となり、建物の全半壊が約1,400棟、死者・負傷者が約90人、避難者が約5,200人に上ると予測されています。また、明治三陸型地震が三重会合点まで南下したケース（沿岸波高10m）の津波が発生した場合、海岸から約5km付近まで広範囲に浸水すると予測されています。

◆洪水・土砂災害

作田川、木戸川及び真亀川が想定最大規模（1,000年に1度の大雨）の降雨で氾濫した場合、市内の低地を中心に広範囲の浸水が予想されています。また、急傾斜地が崩壊するおそれがある土砂災害警戒区域が、市内220箇所指定されています。



山武市ハザードマップ

〔地震・津波、洪水・土砂災害〕
の危険箇所等を確認できます。

3 災害予防（災害への平時の備え）

◆防災意識の向上・防災意識の普及

災害を正しく恐れ、防災に関する正しい知識を持ち、的確な行動がとれるよう、ハザードマップの配布、地域の集会や講演会等（右写真参照）で防災知識の普及・啓発に努めています。



◆自主防災組織の育成

区・自治会を単位とした自主防災組織の結成や既存の自主防災組織の活動強化のため、資機材の整備や防災訓練等の活動の費用を補助しています。

◆食料等の備蓄

各家庭において最低3日間（推奨1週間）の飲食料や生活用品を備蓄するよう、意識の啓発やノウハウの普及を図ります。

また、市では、地震時に想定される避難生活者（避難所避難者3,200人）の3日分（28,800食）を目標として備蓄を進めるほか、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズ等に配慮した備蓄に努めます。

◆避難場所・避難所の指定

市民が災害から避難する場所、避難生活をする場所を提供するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定し、環境を整備しています。

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、津波、洪水、土砂災害等）から緊急的かつ一時的に避難する場所	小中学校、高校、公園など36箇所
指定一般避難所	住居を失った被災者等が一時滞在する場所	小中学校、高校など26箇所
指定福祉避難所	指定一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児等を一時滞在させる場所	保健福祉施設など2箇所

◆要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設、児童施設、医療施設、学校等に対し、施設を利用する高齢者、障がい者、児童等が災害時に円滑に避難できるよう、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進しています。

◆避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

要介護高齢者、障がい者等で自ら避難することが困難な方々のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、区・自治会、自主防災組織等と共有します。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者については「個別避難計画」の作成を進め、避難支援体制の整備に努めます。

◆耐震化の促進

山武市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化率を令和7年度までに95%とする目標を定め、耐震化を促進しています。また、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震改修工事費用の一部を助成しています。

◆防災訓練の推進

市、防災関係機関、自主防災組織等が協力して総合防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練（右写真参照）などを実施し、防災力の向上に努めています。



4 災害応急対策（災害時の対応）

◆市の防災体制

山武市役所では、市内で震度4以上を観測したときや気象警報が発表されたとき等に、災害警戒本部又は災害対策本部を設置して応急対策を行います。

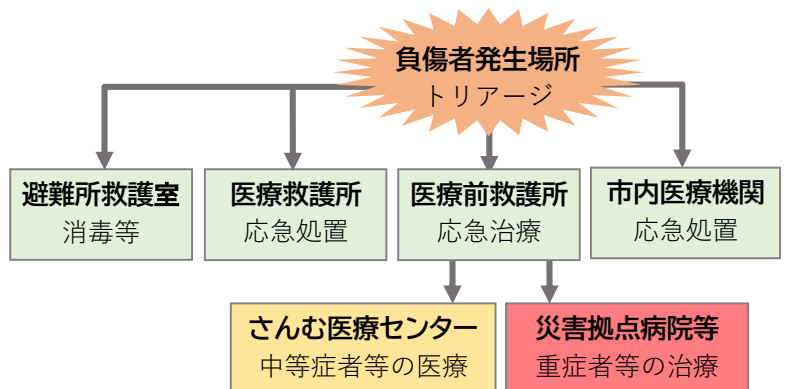
また、大規模規災害が発生し、市役所だけでは対応が困難な場合は、県、他市町村、自衛隊、災害協定を締結する団体（右表参照）等に災害対策の応援協力を要請します。

協力分野	主な災害協定団体
物資供給等	山武郡市農業協同組合、生活協同組合ちばコープ、千葉県LPガス協会、千葉県トラック協会
医療救護保健衛生	山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、千葉県理容生活衛生同業組合
福祉	山武郡市広域行政組合、日本福祉用具供給協会
災害復旧	山武市建設業災害対策協力会、千葉県土地家屋調査士会、千葉県建築士会山武支部

◆医療救護

多数の負傷者が発生した場合等は、避難所救護室（学校の教室等）、医療救護所を設置し、医師、看護師、保健師等が消毒、応急処置等を行います。

また、中等症以上の場合は、医療前救護所（なるとうこども園）で応急治療を行い、さんむ医療センターや災害拠点病院に搬送して治療を行います（右図参照）。



◆避難情報の発令

災害から市民の命を守るため、市では防災気象情報等を活用して次の3種類の避難情報を発令します。

避難情報（警戒レベル）	主な発令基準	状況・とるべき避難行動
緊急安全確保（レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「災害切迫（黒）」 ■河川の越水や土砂災害を確認 	災害発生又は切迫！ <ul style="list-style-type: none"> ■命の危険、直ちに安全確保
避難指示（レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「危険（紫）」 ■津波注意報・警報・大津波警報 	災害のおそれ高い！ <ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から全員避難
高齢者等避難（レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■キキクルが「警戒（赤）」 ■土砂災害の前兆現象を確認 	災害のおそれあり！ <ul style="list-style-type: none"> ■危険な場所から高齢者等は避難

◆避難所の開設・運営

山武市では、震度5強以上の地震発生時や避難情報の発令時などに避難所を開設します。

避難所の運営は、区・自治会、自主防災組織、まちづくり協議会などの避難者を中心に行うことを基本とします。また、ペット同行避難者、高齢者・障害者等の要配慮者、性的マイノリティの方、男女のニーズの違い等に配慮して運営します。

◆生活支援

家庭や市で備蓄している飲料水、食料、生活物資等が底をつくような場合は、県や災害協定団体等に要請して補給します。

補給された救援物資等は、避難所等で避難者（在宅等の避難者も含む。）に配布します。また、避難所等へ行くことができない在宅避難の要配慮者の方々には、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等が協力して配布に努めます。

◆帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合は、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則です。このような場合、市は一時滞在施設（成東文化会館、旧日向小学校体育館、松尾小学校体育館を予定）を開設して、帰宅困難者を受け入れ、交通情報、飲料水、物資等を提供します。

◆交通規制

市内の国道、県道など 11 路線は緊急輸送道路に指定されています（右表参照）。

これらの路線は、消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりすることがあります。

種類	緊急輸送道路（路線名）
1 次路線	首都圏中央連絡自動車道、銚子連絡道路、国道 126 号
2 次路線	主要地方道飯岡一宮線、主要地方道松尾蓮沼線、主要地方道成東酒々井線、主要地方道成田松尾線、県道横芝山武線、市道松尾 163 号線、市道成東 195 号線、市道殿台・成東線

◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等は余震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。

このような二次災害を防ぐため、大規模災害では建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカー（右図参照）を建物の入口等に表示します。



◆罹災証明

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、市税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、市は家屋の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明を発行します。

◆応急住宅の提供等

大規模な災害時には、公営住宅の活用、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の空家の借り上げなどにより、住宅を失った被災者に応急住宅を提供します。

また、半壊等の住宅の応急修理、住宅に流れ込んだ土砂の撤去等を支援します。

◆災害ボランティアセンターの開設

災害ボランティアは、被災者支援や災害復旧に大きな力を発揮します。大規模な災害時には山武市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集・受付、ボランティアニーズの受付、ボランティアの調整、派遣等を行います。

5 災害復旧・復興対策（災害からの回復）

◆生活等の再建支援

被災者の一日も早い生活再建のため、市や関係機関が協力して支援金の支給、資金の貸付、雇用の確保、税金や公共料金の特例措置等を行います。また、被災した中小企業者、農林水産事業者等に、復旧に必要な資金の融資等を行います。

さらに、被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、国の財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。

◆災害復興

大規模災害が発生した場合は災害復興対策本部を設置し、関係機関・団体、市民等との合意形成の下に復興への基本方針を定めて復興計画を策定します。

また、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の分野ごとに復興施策を立案し、様々な復興整備事業を実施します。